

## 南伊勢町プレミアム付商品券 取扱店募集要領

### 1. 発行の目的

消費税率の引き上げに伴う消費支出の低迷に対する消費の拡大と、地域内の取扱店の売上拡大による商業活性化対策の一環として、令和元年10月よりプレミアム付商品券を発行します。

### 2. 商品券の発行について

- (1) 名 称 南伊勢町プレミアム付商品券(以下「商品券」という)
- (2) 発行者 南伊勢町商工会
- (3) 発行額 1億1,250万円
- (4) 発行部数 22,500冊
- (5) 発売価格 4,000円(500円券10枚・5,000円分)
- (6) 店舗区分 町内所在店舗及び事業所
- (7) 利用期間 令和元年10月1日～令和2年2月15日
- (8) 販売方法 町内9郵便局にて役場発行引換券を提示して現金購入
- (9) 販売期間 令和元年9月24日～令和元年11月29日
- (10)販売上限 1人5冊まで(上限20,000円)
- (11)販売対象者 役場抽出の南伊勢町内在住者(個人)を対象

### 3. 取扱いにおける厳守事項

- (1) 商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能です。
- (2) 商品券を現金化することはできません。
- (3) 商品券額面に利用が満たない場合でも、釣銭は出ません。
- (4) 不足分は現金等で受け取ってください。
- (5) 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。
- (6) 商品券の紛失及び盗難に対し、発行者はその責を負いません。

### 4. 商品券の利用対象にならないもの

- (1) 国や地方公共団体等への支払い(税金、電気・ガス・水道料金等の公共料金)
- (2) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (4) 医療保険や介護保険等の一部負担金(処方箋が必要な医薬品を含む)
- (5) 取扱店自らの事業上の取引(商品の仕入れ等)
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業への支払い
- (7) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (8) たばこの小売販売については、たばこ事業法第36条第1項において、小売定価以外による販売が禁止されていることから、プレミアム付商品券や割引券の対象に含めることができない。

## 5. 取扱店の参加資格

南伊勢町内に店舗、事業所等を有する事業者とし、次の(1)から(4)に該当する事業者を除いたもので、南伊勢町内の店舗等に関り商品券を使用できるものとします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行なっている事業者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行なっている事業者
- (3) 上記[4 商品券の利用対象にならないもの]に記載の取引、商品のみを取扱う事業者
- (4) 役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

## 6. 取扱店の責務等

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、商工会発行の取扱店証を利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- (2) 利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題ないかを確認してください。  
色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに南伊勢町商工会まで報告してください。
- (3) 商品券を受け取った時は、他店での再使用を防止するため裏面の所定欄に取扱店名を記入することとし、既に取扱店名の記入がある場合は、受け取りを拒否してください。
- (4) 商品券の交換及び売買は行なわないでください。利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。
- (5) 取扱店自らの事業上の取引(商品の仕入れ等)に使用しないでください。
- (6) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とします。

## 7. 申請手続について

### (1) 申請方法

この「募集要領」に同意の上、「取扱店登録申請書」に必要事項を記入し、南伊勢町商工会へ持参又は郵送、FAXにて提出してください。

「取扱店登録申請書」は、南伊勢町商工会南勢事務所・南島事務所で配布しますが、南伊勢町商工会ホームページからダウンロードもできます。(南伊勢町商工会ホームページ: <http://minamiise.boy.jp/>)

### (2) 申請書の提出先

#### ① 南伊勢町商工会南勢事務所

〒516-0101 南伊勢町五ヶ所浦 988-78

TEL : 0599-66-0054 FAX : 0599-66-1687

#### ② 南伊勢町商工会南島事務所

〒516-1422 南伊勢町神前浦 41

TEL : 0596-76-0159 FAX : 0596-76-0037

### (3) 申請期間

令和元年8月1日か令和元年8月30日まで

#### (4) 申請後の審査・承認

申請のあった事業者は、南伊勢町商工会の審査を経て、取扱店として承認します。  
承認した場合には後日承認通知を送付します。

#### (5) その他

配布物として、換金申込書、取扱店証を配布します。

### 8. 換金について

#### (1) 換金方法

取扱店は、換金用の口座を有する南伊勢町内の取次金融機関において、下記の必要なものを提出して下さい。

#### (2) 換金に必要なもの

- ① 使用済券
- ② 換金申込書

#### (3) 換金受付期間

令和元年10月1日から令和2年2月28日までの期間で下記の内容の通りとする。

※なお、上記期間を過ぎての換金には一切応じられませんので、ご注意ください。

	受付期間	支払日（休日の場合は翌営業日）
第1回	毎月 1日から10日まで	受付期間終了日以後の3営業日以内
第2回	毎月11日から20日まで	受付期間終了日以後の3営業日以内
第3回	毎月21日から 末日まで	受付期間終了日以後の3営業日以内

#### (4) 取扱金融機関

- ① 百五銀行五ヶ所支店
- ② 伊勢農業協同組合南勢支店・南島支店・鵜倉支店
- ③ 第三銀行浜島支店

### 9. 取扱店の取消等

この「募集要領」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。

### 10. その他留意事項

- (1) この「募集要領」に記載されていない事項は、南伊勢町商工会へお問い合わせください。
- (2) 取扱店情報(店舗名称、所在地、業種等)は、「商品券の使えるお店(一覧表)」として、南伊勢町商工会のホームページなどにより広報します。

<問い合わせ先> 南伊勢町商工会

〒516-0101 南伊勢町五ヶ所浦 988-78

TEL : 0599-66-0054 FAX : 0599-66-1687